

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2－4	調達方式の適正化

2. 主要な経年データ															
指標等		達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値		令和5年度 （2023年度）		6年度 （2024年度）		7年度 （2025年度）		8年度 （2026年度）		9年度 （2027年度）		（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争 等入札	件数	－	14 件	67%	15 件	83%	14 件	78%	11 件	52%					
	金額（百万円）	－	1,650	95%	538	86%	1,038	97%	2,432	85%					
随意契約	件数	－	7 件	33%	3 件	17%	4 件	22%	10 件	48%					
	金額（百万円）	－	83	5%	87	14%	30	3%	445	15%					
合計	件数	－	21 件	100%	18 件	100%	18 件	100%	21 件	100%					
	金額（百万円）	－	1,733	100%	624	100%	1,068	100%	2,877	100%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
4 調達方式の適正化 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を実 現する観点から、「独立 行政法人における調達 等合理化の取組の推進 について」（平成27年 5月25日総務大臣決 定）に基づき策定する 「調達等合理化計画」 について着実に実施す る。	4 調達方式の適正化 「独立行政法人にお ける調達等合理化の取 組の推進について」（平 成27年5月25日総務 大臣決定）及び国にお ける取組（「公共調達の 適正化について」（平成 18年8月25日付け財 計第2017号財務大臣 通知））等に基づき、 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を実 現する観点から、毎年 度「調達等合理化計画 」を策定し、同計画に 基づく取組を着実に実 施する。 また、外部有識者を 含む契約監視委員会 等の活用など、調達に 係る推進体制の整備・ 見直しを行う。	4 調達方式の適正化 「独立行政法人にお ける調達等合理化の取 組の推進について」（平 成27年5月25日総務 大臣決定）及び国にお ける取組（「公共調達の 適正化について」（平成 18年8月25日付け財 計第2017号財務大臣 通知））等に基づき、 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を実 現する観点から、「調達 等合理化計画」を策定 し、同計画に基づく取 組を着実に実施する。 （1）調達等合理化計 画 ア 信用基金が策定 する調達等合理化計 画に基づき、一般競 争入札等（競争入札 及び企画競争・公募 ）を着実に実施す	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約につ いて、政府の方針等 を踏まえ、適切で迅 速かつ効果的な調達 に向けた取組は行わ れているか	<主要な業務実績> （1）調達等合理化計 画 ア 令和7年6月に策 定した令和7年度調 達等合理化計画に基 づき、一般競争等入 札（一般競争入札及 び企画競争）の競争 性のある契約の締結 を行うため、1者応 札・1者応募の抑制 に向けて、これまで 取り組んできている 。 具体的な取組として ・毎年予定されてい る契約の公告時期等 をホームページへ公 表 ・14日以上公告期間 の確保 ・公告前に複数の業 者へ仕様書（案）を 提示することで、業 者からの意見を反 映させた仕様書の作 成 ・過去に入札参加し たことのある事業 業者への声掛け ・情報システム関係 の仕様書について、 PJMO支援業者やCIO 補佐官の助言による 作成 ・調達ポータルサイ トを用いた官公庁の 落札実績のある業 者を選定したうえ での声掛けの措置 を引き続き講じた。	<自己評価> 評定：B 「1者応札・1者応 募の改善の取組」の 運用を徹底し、所 期の目標の水準を 満たしていると判 断し、Bとする。 令和7年度は入札 案件11件について、 契約担当部署から 入札前に総務課に 提出される「改善 項目取組状況表 （改善策の検討）」 について、取組内 容の確認を行い、1 者ではなく複数者 による入札の確保 に取り組んだが、 うち1件が1者応 札となった。当該 案件は再公告を実 施したものの、基 金の求める履行 品質を優先し、1 者応札とした。 令和6年度の主 務大臣評価にお いて、1者応札・1 者応募となった 場合の再公告につ いて、時間や労力 を踏まえた対応を 検討していく必要 があるとされたこ とから、再公告 については契約 担当部署から	評価	

		る。 イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。また、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 イ 契約審査委員会等の活用により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 ウ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。		イ 調達等合理化計画を踏まえた取組については、契約監視委員会による審議概要をホームページに令和7年6月23日に掲載、公表した。 (2) 調達に係る推進体制の整備 ア 令和7年度調達等合理化計画(案)、令和6年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会(令和7年5月2日開催)で審議を受け承認された。 なお、本委員会において推進体制整備や見直しにつき指摘事項はなかった。 イ 随意契約を締結することとなる案件(予定価格が少額の案件を除く)について、契約の必要性、契約事務取扱細則等の「随意契約によることができる事由」との整合性、より競争性のある調達手段の実施の可否を、契約審査委員会にて審議を受け承認された。 ウ 上述のとおり、随意契約については契約事務取扱細則にて随意契約ができる事由等に沿い、契約審査委員会で審議し、公正性・透明性を確保している。	入札案件の事前確認時に、複数者の応募・応札者が見込まれる場合は、入札公告中の再公告の定めを削除して公告を実施するなど、柔軟な対応を行った。 <課題と対応> 特になし。	
--	--	--	--	---	---	--